

板橋区立郷土芸能伝承館指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(平成 28 年 4 月 25 日 教育長決定)

(平成 31 年 4 月 23 日 一部改正)

(令和 6 年 4 月 25 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立郷土芸能伝承館（以下「館」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第 2 条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立郷土芸能伝承館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第 3 条 委員会は、東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例（平成元年 10 月 3 日東京都板橋区条例第 44 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

(1) 外部委員 2 名

ア 板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会委員

(2) 板橋区職員 3 名

ア 板橋区教育委員会事務局地域教育力担当部長

イ 板橋区教育委員会事務局生涯学習課長

ウ 板橋区区民文化部文化・国際交流課長

2 委員会に委員長を置き、委員長は教育委員会事務局地域教育力担当部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱し、又は任命された日から、指定管理者候補団体の選定を行う日の属する年度の末日までとする。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 4 委員会は非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。
- 3 委員が申請に関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員を当該申請に係る選定から除外することができる。
- 4 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(所掌事務)

第7条 委員会は、次条の選定項目に照らし申請団体を審査し、館の管理を行わせることが最も適当と認められる団体を指定管理者候補団体として選定するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による選定の結果を、教育委員会に報告するものとする。
- 3 委員会は、前項の規定により報告するもののほか、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(選定項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第16条第3項に掲げる基準に応じ、次の各号に掲げる審査において、当該各号に定める選定項目により行うものとする。

(1) 第一次審査

- ア 参加資格要件
- イ 経営基盤

(2) 第二次審査

- ア 管理運営の妥当性
 - (ア) 民間能力の活用及び住民サービスの向上
 - (イ) 管理運営経費の節減
- イ 管理運営主体の適格性
 - (ア) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等
 - (イ) 行動規範、社会的責任・貢献等

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係る審査を次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 第一次審査

- ア 前条第1号に規定する選定項目について、申請団体が提出する書類により審査する。ただし、経営基盤については、外部専門家に審査を委託する。
- イ アによる審査の結果、前条第1号に規定する選定項目の要件を満たしている申請団体

を、第一次審査通過団体とする。ただし、当該要件を満たしている申請団体が5団体を超える場合は、前条第2号に規定する選定項目に基づき評価し、評価点の高い団体から順に5団体以内を第一次審査通過団体とする。なお、当該評価点は、次号の第二次審査の評価に加算又は減算することはない。

(2) 第二次審査

ア 前条第2号に規定する選定項目について、前号の規定により選定された第一次審査通過団体の提案内容をプレゼンテーションにより審査する。

イ アによる審査の結果、評価点の最も高い団体を指定管理者候補団体として、次いで評価点の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は地域教育力担当部長が定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

付則

この要綱は、教育長決定の日から施行する。